平成２９年（フ）第２８５２号
大阪市此花区伝法５丁目１番24―705号
破産者　上田　美枝
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８６号
大阪府枚方市星丘１－８－１　アビタシオン天の川203、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田旭町17番９号
破産者　久保　義隆
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３７号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番６―209号
パークシティ東住吉　Ｅ201号
破産者　五十嵐智惠子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０１号
大阪市阿倍野区旭町１丁目６番１―506号
破産者　村上　和人
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５７２号
大阪市淀川区田川１丁目13番30号
破産者　岩元　　浩
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９４２号
大阪府東大阪市森河内西１丁目31番19号　ハナテンイイヅカ　301号
破産者　益田　　洋
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８７号
大阪府吹田市江の木町16番５―501号
破産者　大橋　理恵（旧姓木内）
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地（泉南一丘団地47棟702号）、前住所大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番９―403号
破産者　岡本芙美子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５１３号
大阪市東淀川区井高野１丁目28番84号
破産者　濵　　佳恵
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５２号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番47―808号、開始決定時大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―511号
破産者　梅本　仁美
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５８１号
大阪府八尾市本町７丁目７番16号　八尾本町マンション302号
破産者　西林　孝二
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２５号
大阪府吹田市垂水町２丁目１番803号
破産者　清水　賢治
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６７号
石川県小松市大領町な71番　ファイブスクエア103号室、開始決定時大阪市淀川区三国本町１丁目16番７―305号
破産者　栗本　眞弘
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７９号
大阪府茨木市玉島２丁目10番17号　ベルカーサ206号
破産者　久野　　裕
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７５号
大阪市天王寺区勝山４丁目11番１―301号
破産者　大浦　正人
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０３号
大阪府門真市栄町10番８号　ブルーフィールド105号
破産者　榎原　光子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目７番18号
破産者　笹田　　修
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
大阪府松原市三宅中４丁目15番22―102号、前住所大阪府松原市天美我堂１丁目７番地Ｄ棟811号
破産者　槇　　香織
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係